

造林補助金を活用して森林整備を行った方へ

≪補助金の交付を受けた森林の伐採・転用には制限があります≫

県では、森林の有する公益的機能を高めるため、『森林湖沼環境税』などを活用して、健全な森林を育成する植栽や下刈り、間伐等の森林整備に造林補助金を交付しています。

補助金交付の条件として、定められた期間(補助金が交付された翌年度から5年間、または、協定等に基づく期間)、**皆伐または開発などによる土地の転用を制限**しています。

なお、制限期間内にやむを得ず伐採等をする場合は、交付を受けた 補助金相当額等の返還が必要となります。

※立木の伐採・売却等をお考えになる際は、これらの制限にご注意いただき、事前に管轄する 林業指導所または地元の森林組合にご相談願います。



【お問い合わせ先】

県北農林事務所 林業振興課 (常陸太田林業指導所) (大子林業指導所) 県央農林事務所 林業振興課 (水戸林業指導所) (笠間林業指導所) 鹿行農林事務所 林業振興課 (鉾田林業指導所) 県南農林事務所 林業振興課 (土浦林業指導所) 県西農林事務所 林業振興課 (筑西林業指導所) 農林水産部 林業課 森林整備グループ 電話 0294-80-3370 電話 0295-72-1565 電話 029-231-2079 電話 0296-72-1174 電話 0291-33-4123 電話 029-822-7087 電話 0296-24-9176 電話 029-301-4051

